

# 規制の事前評価書

令和 6 年 6 月  
国家公安委員会・警察庁

## 規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：道路交通法施行令の一部を改正する政令  
規制の名称：自転車危険行為に関する規定の整備  
規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止  
担当部局：交通局交通企画課  
評価実施時期：令和6年6月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件) _____ i _____
(該当理由) 下記のとおり、遵守費用と行政費用の合計は 10 億円未満と推計され、かつ、個々の規制対象者の遵守費用は 1 回当たり 1 万円未満となるため。 <b>&lt;遵守費用&gt;</b> ・下記「3 負担の把握」のとおり、遵守費用は全体で 304 万 8,000 円と推計される。また、個々の規制対象者の遵守費用は一回当たり 6,000 円である。 <b>&lt;行政費用&gt;</b> ・下記「3 負担の把握」のとおり、新たな行政費用は発生しない。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

## 1 規制の必要性・有効性

### 【新設・拡充】

#### <法令案の要旨>

・改正案は、自転車の酒気帯び運転及び自転車の運転中における携帯電話使用等を、自転車の運転に関し道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為であって道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（以下「自転車危険行為」という。）に加えるものである。これによって、都道府県公安委員会は、これらの違反行為をした一定の要件を満たす自転車の運転者に対し、講習の受講を命ずることができることとなる。

#### <規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

・自転車の酒気帯び運転については、自転車を第一当事者とする交通事故（平成26年から令和5年までの10年間）のうち、自転車の運転者が酒気帯び状態（酒に酔った状態を除く。以下同じ。）であった場合の死亡事故率は15.3%となっており、自転車を第一当事者とする交通事故全体の死亡事故率である1.3%と比較して著しく高い状態にある。また、自転車を第一当事者とする死亡事故のうち、自転車の運転者が酒気帯び状態であったものをみると、平成16年から平成25年までの10年間は107件であるのに対し、平成26年から令和5年までの10年間は184件となっており、約1.7倍に増加している。こうした現状を踏まえ、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号。以下「改正法」という。）により、これまで法で禁止されていたものの、罰則が設けられていなかった自転車の酒気帯び運転について、罰則が新設されたところである。

・自転車の運転中における携帯電話使用等については、自転車を第一当事者とする交通事故（平成26年から令和5年までの10年間）について、自転車の運転中における携帯電話使用等の状態における交通事故件数は増加傾向にあり、令和5年の件数は平成26年の件数の約2.1倍となっている。こうした現状を踏まえ、改正法により、これまで法の委任に基づき都道府県公安委員会規則で禁止されていた自転車の運転中における携帯電話使用等が法で禁止されるとともに、当該規定の違反に対する罰則が強化されたところである。

・以上のことから、自転車の酒気帯び運転及び自転車の運転中における携帯電話使用等は、悪質性、危険性が極めて高く、道路における交通の危険を生じさせていることが明らかな行為ということが出来るから、違反を繰り返す者についてその危険性を改善し、自転車の酒気帯び運転及び自転車の運転中における携帯電話使用等に起因する交通事故の発生を抑止し、もって将来における交通の安全と円滑を確保する必要がある。

#### <必要となる規制新設・拡充の内容>

・自転車の酒気帯び運転及び自転車の運転中における携帯電話使用等については、これらの行為を自転車危険行為に追加することとする。これによって、都道府県公安委員会は、これらの違反行為をした一定の要件を満たす自転車の運転者に対し、講習の受講を命ずることができることとなる。

## 2 効果（課題の解消・予防）の把握

### 【新設・拡充】

・自転車の酒気帯び運転及び自転車の運転中における携帯電話使用等に起因する交通事故の発生を抑止し、将来における交通の安全と円滑を確保するという効果を定量化するため、事後評価書を作成するまでには、規制拡充後の自転車の酒気帯び運転及び自転車の運転中における携帯電話使用等に起因する交通事故件数や、講習受講後、再度危険行為に該当する違反をした者の人数等を把握することとする。

### 3 負担の把握

#### 【新設・拡充】

##### <遵守費用>

・自転車の酒気帯び運転及び自転車の運転中における携帯電話使用等を反復してした自転車の運転者に対し、講習の受講を命ずることとなるところ、講習を受講するための手数料の標準は道路交通法施行令において、講習一時間当たり 2,000 円と定められ、道路交通法施行規則により講習時間は3時間と定められていることから、一人当たりの受講料は次のとおり。

$$2,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 時間} = 6,000 \text{ 円}$$

・仮に、年間の講習の受講者数を 508 人（令和元年から令和5年までの年間平均講習受講者数）とすると、年間の講習に係る全体の遵守費用は、以下のとおり推計される。

$$6,000 \text{ 円} \times 508 \text{ 人} = 304 \text{ 万 } 8,000 \text{ 円}$$

##### <行政費用>

・講習の実施等に係る事務が都道府県警察において発生するところ、講習を受講するための手数料は発生する行政費用を基に積算されており、講習の実施等に要する行政費用については、講習の受講者が支払う受講料と同程度となるため、新たな行政費用は発生しない。

### 4 利害関係者からの意見聴取

#### 【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている

その他

（具体の理由：①規制の対象者は非常に広範であること（自転車産業振興協会の調査によると、2021年の自転車の保有台数の推計：約6,000万台）、②別途パブリックコメントを実施することから、意見聴取は行わないこととした。）

##### <主な意見内容と今後調整を要する論点>

.

##### <関連する会合の名称、開催日>

.

##### <関連する会合の議事録の公表>

.

### 5 事後評価の実施時期

**【新設・拡充、緩和・廃止】**

- ・事前評価書の作成から5年後に事後評価を実施することから、令和11年度までに事後評価を実施予定。